

## 三沢市次世代育成支援行動計画の総括と今後について

次世代育成支援対策推進法は、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とし、平成 17 年度から 10 年間の時限立法で推進されてきました。

三沢市においても、平成 17 年度からの 5 年間を前期計画、平成 23 年度からの 5 年間を後期計画として、それぞれ策定し、次世代育成支援に係る施策や事業について、10 年の間、進捗管理してまいりました。

その 10 年間で、基本的な推進事業が大きく方向転換されたものはなく、少子化に伴う利用者数の減少は見られたものの、順調かつ着実に事業が実施されてきたものと考えております。

一方では、少子高齢化などにより子育て世代の核家族化がさらに進行し、子どもを預け仕事ができる環境、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスの実現が求められるようになりました。

また、子どもが天候に左右されることなく安全に遊べる環境の整備や、子育て支援の充実や、サービスを一元的に享受できる場所の整備が求められるようになりました。

こうした中、次世代育成支援対策推進法は平成 26 年 4 月に、平成 27 年度から 10 年間の延長を内容とする改正が行われました。

本市では、「子ども・子育て支援法」と「次世代育成支援対策推進法」の二つの法の目的に添うよう、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その中で、次世代育成支援事業の進捗管理をしつつ、家庭、地域、企業等が、それぞれの役割を果たしながら、社会全体が一体となって、子育てに優しい環境を創出するとともに、子どもが健やかに成長し、明るく豊かなまちとなるよう取り組んでまいります。

【平成 27 年 4 月 三沢市子ども・子育て支援事業計画 策定】